

2 用語解説

－あ 行－

援用 : 自分の主張の助けとするため、他の意見・文献などを引用したり、事例を示したりすること。

－か 行－

確定給与 : 組合員に労働の対価として、労働報酬を支払うこと。受け取った側は給与所得となり、給与所得控除が受けられる。

企業会計原則 : 企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないが、すべての企業がその会計を処理するに当たり従わなければならない基準。

業務執行権 : 会社の全体又は一部に対して指揮命令権を持つこと。

KJ法 : データをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて、図解し、参加者の共通理解を創出する手法のこと。

－さ 行－

事業計画書 : 事業目論見書と同程度の内容を記載したもの。

事業目論見書 : 設立する法人の概要（名称、住所、組織、事業内容、資金計画、収支計画等）を記載したもの。法人へ加入する予定者への説明及び行政庁への届出の添付資料とする。

事業主 : 事業主とは、事業主体のことをいい、個人企業では事業主個人、法人企業では法人そのものをいう。

自然人 : 法律用語で、個人のこと。対立用語は法人。

使用者 : 労働基準法でいう使用者とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」（労働法第10条）をいう。

従事分量配当 : 法人の利益を組合員の1年間の労務提供、労務内容に応じて剰余金処分案にて配当すること。受け取った側は、事業所得（農業所得）となる。

集落営農 : 集落を単位として農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農

設立経過報告書 : 法人設立までの経過をまとめたもの。

ーた 行ー

- 登記事項証明書 : 磁気デスク登記簿に記録されている登記事項を書面に印字して証明したもので、従来の登記簿謄本に代わるもの。登記事項証明書には、「履歴事項全部証明書」と「現在事項全部証明書」があるが、登記事項の経緯の全てを記載した「履歴事項全部証明書」が登記簿謄本に相当する。
- 特別法人 : 地方税法第72条の24の7第5項に規定されている法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）及び農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）並びにたばこ耕作組合
- 特定農業団体 : 担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織。
- 特定農業法人 : 123 ページ参照。
- 特定農用地利用規程 : 通常の「農用地利用規程」に定める事項のほか、農用地利用改善事業の実施区域で農用地の利用集積を行う農業生産法人又は任意組織の同意を得た上で、その名称・住所・集積目標等が定められたもの。これらの事項が定められた農用地利用規程と特定農業法人又は特定農業団体として位置付けられる組織の同意書を添えて市町に申請し、認定を受けることにより特定農用地利用規程となる。

ーな 行ー

- 農業参入企業 : 異業種から、農業に参入する企業のこと。なお、本県が実施する農業参入企業への支援の条件は、①農地の権利取得（所有権又は利用権）、②事業計画の策定、③3千万円程度の売上規模（通常の認定農業者3人分）を満たすこととなっている。
- 農業生産法人 : 74 ページ参照。
- 農事組合法人 : 67 ページ参照。
- 農用地利用改善団体 : 地権者の自主的な、農用地の有効利用と農業生産力の増進を目的に、認定農業者への利用権の設定等の促進などの利用調整、農業の効率化を推進する団体として、農業経営基盤強化促進法に規定されている。

農用地利用規程 : 農用地利用改善団体が、その区域内における農作業の効率化や農地の利用関係の改善等の「農用地利用改善事業」を実施する場合において、どのように実施するかについて、地域の合意内容を定めたもの。

ーは 行ー

パートタイム労働者 : パートタイム労働者法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされている。

ブレインストーミング : 集団（小グループ）によるアイデア発想法の1つで、会議の参加メンバー各自が自由奔放にアイデアを出し合い、互いの発想の異質さを利用して、連想を行うことによってさらに多数のアイデアを生み出そうという集団思考法・発想法のこと。批判厳禁、自由奔放、質より量、連想と結合という4つの原則がある。

ーら 行ー

利用権 : 農業経営基盤強化促進法で定義される「利用権」とは、①農業上の利用を目的とする貸借権、②農業上の利用を目的とする使用貸借による権利、③農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利（経営受委託に係る使用収益権）のこと。

労働者 : 労働基準法でいう労働者の定義は、「職業の種類を問わず、事業又は事務所で、他人の指揮命令下で使用され、労働の対償として賃金を支払われている者」（労働法第9条）をいう。

6次産業化 : 農林漁業者が、生産・加工・流通（販売）を一体化し所得を増大したり、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出したりすること。